制度名	地域国際化推進助成事業(コミュニティ助成事業)	主管課名	国際交流課 交流・協力 G	
		問合せ先	029-301-2862	
目的・趣旨	市町村等が実施する地域の国際化の推進に資 団体の模範となるソフト事業に対し助成金を			

[対象団体]

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

[対象事業]

多文化共生,国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業のうち, 市町村が認めるコミュニティ国際交流組織が実施する,先導的かつ他の団体の模範と なるソフト事業。

[補助要件等]

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの
- (3) 令和2年4月1日以降に実施し、令和3年3月31日までに完了するもの
- (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの

〔対象経費〕

対象事業の実施に要する経費。ただし次の経費は助成対象としない。

- (1) 事業実施主体への補助金
- (2) 他用途に転用可能な備品整備,消耗品費等
- (3) 工事を伴う施設整備
- (4) 経常的経費
- (5) 食糧費
- (6) その他 (著しく高額な謝金,高価な記念品費等)

[補助限度額等]

2,000 千円まで (1件につき 10万円単位)

「経費負担割合]

(社員員)宣司(1)							
区分	国	県	市町村	その他			
〔2年度当初予算額〕	〔2 年度補助対象団体〕						
千円	令和2年3月末頃決定予定						

[備考]・その他:(一財) 自治総合センターからの助成

・翌年度の助成に係る募集は、毎年8~11月頃に自治総合センターから都道府県を経由して行われる。